

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



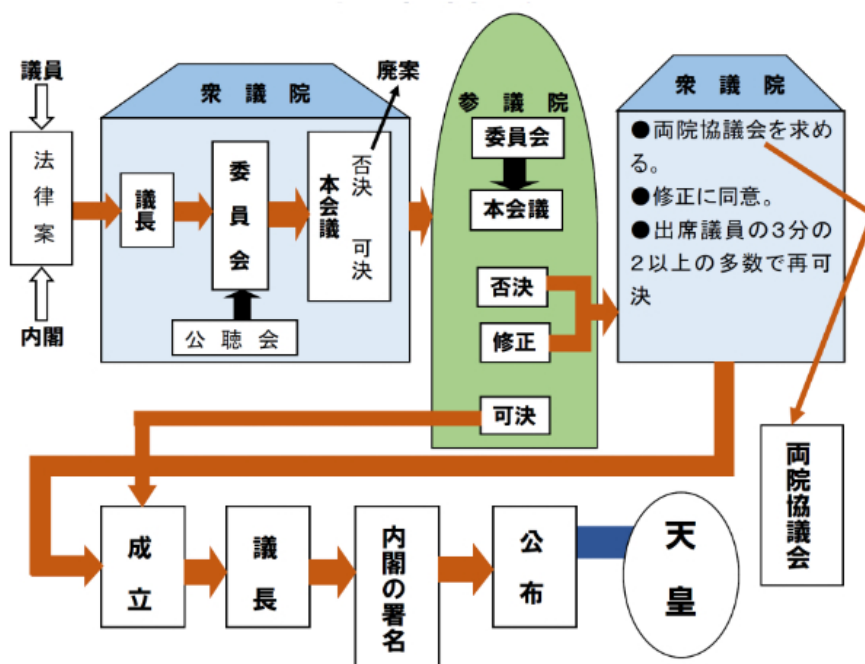
HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (10)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (10)



特別会 (特別国会)・・・衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に召集される。

#### 憲法第五十四条 【 衆議院の解散・特別会、参議院の緊急集会 】

- 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ない、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。
- 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に開会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。

#### 語句説明

- 解散・・・集会・団体的行事などが終わって、集まっている人々が別れて散ること。衆議院または公共団体の会議で任期満了前に全議員の資格を解くこと。
- 総選挙・・・議員などを、一時に、全員を選び出すこと。特に、衆議院議員の全員を入れかえるためにする選挙。
- 開会・・・会を終えること。集会・議会などが終わること。ここでは、会期が終わって、国会を閉じること。
- 緊急・・・事が重大で、その処置などに急を要すること。
- 但書・・・「但し」という言葉を書き出しにを使って、その前文の補足説明・条件・例外などを示す文。
- 措置・・・とりはからうこと。処置。
- 臨時・・・不定時で、そのときそのときの状況に応じて行うこと。一時的であること

#### 説明概要

第54条は、衆議院が解散された場合に、新しい衆議院が構成されるまでの間の措置について規定しています。2項の「緊急集会」は、衆議院が解散された後に、総選挙を経て、特別国会が召集されるまでの間に、国会の議決が必要な緊急事態が生じた場合に、内閣の求めに応じて参議院を緊急に集会して行われます。

社会保障
労使トラブル法律相談Q&A
労働関係法
経営全般
人間関係とコミュニケーション
ライフプラン
男女共同参画
公務員関係法
日朝の歴史
7つの習慣
中東の歴史
ボランティア活動
環境活動
社会貢献活動
自己啓発
生涯学習
外交・防衛問題
資本論
教育カリキュラム
日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.